

## 議案第 66 号

### 財産を無償で貸し付けること ((元) 鳥取農業高等学校実習農園) について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	鳥取市湖山町南三丁目 607 番 1 のうち一部	1,709.40 平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市桂見 924 番地 3

竹内房男（山王団地自治会会長）

#### 3 貸付期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

#### 4 理由

当該土地は埋蔵文化財の調査中であり、処分又は利活用ができないため、土地の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、山王団地

自治会に無償で貸し付けようとするものである。